

改正

平成17年 3 月30日 条例第10号

西東京市文化財保護条例

第1章 総則（第1条－第3条）第2章 市指定文化財（第4条－第●条）第3章 市登録文化財（第●条－第●条）第4章 雑則第5章 罰則第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法及び東京都文化財保護条例（昭和51年東京都条例第25号。以下「都条例」という。）の規定による指定を受けたもの以外の文化財 並びに法及び都条例の規定による登録を受けたもの以外の文化財 で西東京市（以下「市」という。）の区域内にあるもののうち、市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する認識を高めるとともに文化の向上に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上の価値が高く、考古資料等の学術上の価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- (4) 旧宅その他の遺跡で市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの（以下「史跡」という。）
- (5) 庭園その他の名勝地で市にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの（以下「旧跡」という。）
- (6) 生物、無生物及び特異な地質学的形態で学術上の価値の高いもの又は著名な由緒あるもの（以下「記念物」という。）

(市等の責務)

第3条 市は、文化財が歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存と活用が適切に行われるよう努めなければならない。

2 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

第2章 市指定文化財

(指定)

第4条 西東京市教育委員会（以下「委員会」という。）は第2条の文化財のうち、市の区域内にあるもので、市にとって特に重要なものを西東京市 指定 文化財（以下「市 指定 文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の指定をするには、委員会はあらかじめ次に掲げる者の同意を得なければならない。

- (1) 第2条第1号及び第3号から第6号までの文化財については、所有者及び権原に基づく占有者がある場合はその占有者（以下「所有者等」という。）
- (2) 第2条第2号の文化財については、その保存に当たっている者（以下「保持者」という。）

(解除)

第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市 指定 文化財の指定を解除する。

- (1) 市 指定 文化財が滅失したとき。

- (2) 市指定文化財が著しくその価値を失ったとき。
- (3) 市指定文化財が市の区域外に移ったとき。
- (4) 市指定文化財が法の定めるところによる国の指定又は都条例の定めるところによる東京都（以下「都」という。）の指定を受けたとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、委員会が適当と認める理由のあるとき。
（諮問及び報告）

第6条 委員会は、第4条又は前条の規定により、市指定文化財の指定又は指定の解除をしようとするときは、西東京市文化財保護審議会に、諮問しなければならない。ただし、都の指定又は国の指定を受けたことにより指定の解除をしようとするときは、報告を行うことによりこれに代えることができる。

（告示、通知及び指定書の交付等）

第7条 第4条の規定により指定をしたときは、委員会は、その旨を告示し、所有者等又は保持者（以下「管理者」という。）に通知するとともに、管理者に指定書を交付しなければならない。

2 第5条の規定により指定の解除をしたときは、委員会は、その旨を告示し、管理者に通知しなければならない。

3 管理者は、前項の規定により通知を受けたときは、通知を受けとった日から30日以内に指定書を委員会に返付しなければならない。

4 指定及び指定の解除は、第1項及び第2項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

（保存地域の設定）

第8条 委員会は、市指定の有形文化財、市指定の有形民俗文化財、市指定の史跡、市指定の旧跡及び市指定の記念物のうち、保存のため必要であると認めたものについては、所有者等の同意を得て、地域を定めて一定の行為を制限し、又は禁止することができる。

（保存施設）

第9条 委員会は、市指定の有形文化財の建造物、市指定の有形民俗文化財の衣服、器具、家屋その他の物件、市指定の史跡、市指定の旧跡及び市指定の記念物のうち、保存のため必要であると認めるものについては、所有者等の同意を得て、これに必要な保存施設を設置し、所有者等に管理させることができる。

（注意義務）

第10条 市指定文化財の管理者は、当該市指定文化財の管理及び活用について、常に善良な注意を払わなければならない。

（管理責任者）

第11条 市指定文化財の管理者は、特別の事情があるときは、自己に代わりその市指定文化財の管理に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

2 市指定文化財の管理者は、正当な理由があるときは、管理責任者を変更し、又は解任することができる。

3 前2項の規定により、管理責任者を選任し、変更し、又は解任したときは、市指定文化財の管理者は速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

4 管理責任者には、前条の規定を準用する。

（権利義務の継承）

第12条 市指定文化財の管理者に変更があつたときは、変更後の管理者は、この条例並びにこの条例に基づいて発する西東京市教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）及び委員会の指示又は処分による変更前の管理者の権利義務を継承する。

（届出事項）

第13条 市指定文化財の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに委員会に届け出なければならない。

- (1) 市指定文化財について権原の移動が生じたとき。
- (2) 市指定文化財が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたとき。
- (3) 管理者又は管理責任者の氏名、名称又は住所が変更したとき。
- (4) 市指定文化財の保存上考慮すべき事態が予知されるとき。

（許可事項）

第14条 市**指定**文化財の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 市**指定**文化財の現状を変更しようとするとき。
 - (2) 市**指定**文化財の所在地を変更しようとするとき。
- (経費の負担)

第15条 市**指定**文化財の管理、修理又は復旧（以下「管理等」という。）に要する経費は管理者の負担とする。ただし、管理等に多額の経費を要し、管理者がその負担に堪えられない場合その他特別の事情がある場合は、その経費の一部に充てるために市長は管理者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項ただし書の補助金を交付する場合には、市長はその補助の条件として管理等に関し必要な事項を指示するとともに、委員会は必要があると認めたときは、指揮監督をすることができる。

3 市長は第1項ただし書の補助金の交付を受ける市**指定**文化財の管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部は返還させることができる。

- (1) この条例並びにこれに基づいて発する委員会規則及び委員会の指示に違反したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の方法により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(有償譲渡の場合の納付金)

第16条 前条第1項ただし書の補助金の交付を受けた市**指定**文化財を有償で他人に譲渡したときは、管理者は当該補助金から補助による管理等が行われた以後に管理等のために自己の費やした金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。ただし、市**指定**文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情のある場合は、納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(公開)

第17条 委員会は、市**指定**文化財の管理者に対し、6月以内（市指定の無形文化財にあつては、20日以内）の期間に限って委員会の行う公開の用に供するため、その市**指定**文化財の公開を求めることができる。

2 委員会は、市**指定**文化財の管理者に対し、3月以内（市指定の無形文化財にあつては、10日以内）の期間に限って、その市**指定**文化財の公開を求めることができる。

3 第1項の規定により提供のために要する経費は市の負担とし、前項の規定による公開のために要する経費は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 委員会は、第1項の規定により市**指定**文化財が提供されたときは、その職員のうちから管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

5 第1項の規定により、提供したことに起因して市**指定**文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、その所有者等に対し通常生ずべき損害を補償する。ただし、所有者等の責めに帰すべき理由又は天災等により滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

(報告)

第18条 委員会は、必要があると認めたときは管理者に対し、市**指定**文化財の現状又は管理の状況につき、報告を求めることができる。

第3章 市登録文化財

(登録)

第●条 委員会は、市の区域内に存する文化財（法、都条例及び第4条の規定による指定を受けたものを除く。）のうち、保存及び活用のための措置が特に必要と認めるものを、次に掲げる西東京市登録文化財（以下「市登録文化財」という。）として西東京市文化財登録台帳（以下「文化財登録台帳」という。）に登録することができる。

(1) 西東京市登録有形文化財（以下「市登録有形文化財」という。）

(2) 西東京市登録無形文化財（以下「市登録無形文化財」という。）

(3) 西東京市登録有形民俗文化財（以下「市登録有形民俗文化財」という。）

(4) 西東京市登録無形民俗文化財（以下「市登録無形民俗文化財」という。）

(5) 西東京市登録史跡、西東京市登録名勝又は西東京市登録天然記念物（以下「市登録史跡名勝

天然記念物」と総称する。)

2 委員会は、市登録有形文化財、市登録有形民俗文化財又は市登録史跡名勝天然記念物（以下「市登録有形文化財等」という。）の登録をする場合は、あらかじめ登録しようとする当該市登録有形文化財等の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者の判明しない場合は、この限りでない。

3 委員会は、市登録無形文化財の登録をする場合は、当該市登録無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

4 委員会は、市登録無形民俗文化財の登録をする場合は、当該市登録無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体があるときは、その者又はその団体の代表者に登録の通知をするものとする。

5 第1項の規定による登録は、その旨を告示するとともに、所有者及び権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知して行う。ただし、第2項ただし書の場合は、当該告示をもって足りるものとする。

6 市登録有形文化財等の登録は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

7 委員会は、市登録有形文化財等を登録したときは、当該市登録有形文化財等の所有者に登録書を交付しなければならない。

（抹消）

第●条 委員会は、市登録文化財が市登録文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由がある場合は、その登録を抹消することができる。

2 市登録文化財が、法、都条例又はこの条例の規定により指定されたときは、市登録文化財の登録は抹消されたものとする。

3 委員会は、市登録有形文化財等（前項の規定により抹消されたものを除く。）の所有者及び権原に基づく占有者から当該市登録有形文化財等の登録の抹消の申出があつたときは、その登録を抹消しなければならない。

4 委員会は、市登録無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由がある場合は、その認定を抹消することができる。

5 前各項の規定による登録又は認定の抹消については、前条第5項及び第6項の規定を準用する。

6 前項で準用する前条第5項の規定による市登録有形文化財等の登録の抹消の通知を受けたときは、所有者は、速やかに当該市登録有形文化財等の登録書を委員会に返付しなければならない。

（現状変更等の報告）

第●条 市登録有形文化財等に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者は、委員会規則で定めるところにより、その旨を委員会に報告しなければならない。ただし、委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（保存のための助言等）

第●条 委員会は、市登録文化財の保存及び活用について必要があると認めるときは、市登録文化財の所有者及び権原に基づく占有者、保持者若しくは保持団体又は保存に当たっている者若しくは団体に対し、指導又は助言をすることができる。

2 委員会は、市登録文化財の保存及び活用のため必要があると認めるときは、記録の作成、伝承者の養成その他の措置を講ずることができる。

3 委員会は、市登録文化財の所有者及び権原に基づく占有者に対し、当該市登録文化財の現状又は管理若しくは修理の状況に関し報告を求めることができる。

（所有者の変更等）

第●条 市登録有形文化財等の所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。ただし、委員会規則で定める場合は、届出を要せず、又は変更をした後届け出ることをもって足りる。

（1）所有者を変更するとき。

（2）所有者の住所又は氏名を変更したとき。

（3）市登録有形文化財等の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

（4）市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の所在地を変更しようとするとき。

(5) 市登録史跡名勝天然記念物の登録地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に変更があったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、委員会規則で定める事由が生じたとき。

(保持者の氏名変更等)

第●条 市登録無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他委員会規則で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。市登録無形文化財の保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

(公開)

第●条 委員会は、市登録文化財の管理者に対し、6月以内（市登録無形文化財にあっては、20日以内）の期間に限って委員会の行う公開の用に供するため、その市登録文化財の公開を求めることができる。

2 委員会は、市登録文化財の管理者に対し、3月以内（市登録無形文化財にあっては、10日以内）の期間に限って、その市登録文化財の公開を求めることができる。

3 市登録文化財の管理者が前2項に規定する公開を行う場合、委員会はその公開に必要な支援を行うことができる。

4 委員会は、第1項の規定により市登録文化財が提供されたときは、その職員のうちから管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

5 第1項の規定により、提供したことに起因して市登録文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、その所有者等に対し通常生ずべき損害を補償する。ただし、所有者等の責めに帰すべき理由又は天災等により滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

第●章 雑則

(記録の作成等)

第19条 委員会は、国、都又は委員会が指定した文化財以外の文化財及び生活、生業、風習等の推移を示す無形の民俗資料のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は適当な者に対しその記録の作成若しくは保存をさせることができる。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

第●章 罰則

(罰則)

第21条 市指定文化財又は市登録文化財を損壊し、き損し、又は隠匿した者は、1万円以下の罰金又は科料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前までに、田無市文化財保護条例（昭和38年田無市条例第3号）又は保谷市文化財保護条例（昭和46年保谷市条例第16号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成13年6月29日条例第201号）

(施行期日)

1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第10号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和 年 月 日条例第 号）

この条例は、令和 年 月 日から施行する。